

事務事業一元化の調整結果報告書

(その6)

事務事業一元化の調整結果

専 門 部 会	幹事会で協議済の項目数		備 考
企画議会専門部会	205	／ 226	
財務専門部会	131	／ 137	
福祉保健専門部会	478	／ 546	
市民生活専門部会	122	／ 134	
環境専門部会	118	／ 126	
商工労働専門部会	103	／ 105	
農林水産専門部会	144	／ 156	
都市整備専門部会	87	／ 88	
建設専門部会	108	／ 110	
教育専門部会	213	／ 238	
上下水道専門部会	95	／ 95	
消防専門部会	81	／ 94	
計	1,885	／ 2,055	

※1 事務事業の項目の総数については、協議の過程において、類似事務事業の統合や、事務事業の細分化等によって変動することがあります。

※2 協議済事務事業には、他の部会の事務事業との関連から、その協議結果を待って正式決定となる項目等を含みます。

福祉保健専門部会事務事業一元化の調整結果一覧

分科会名	小項目コード	小項目名	事務事業名	調整方針
福祉	77	身体障害者	身体障害者訪問調髪サービス事業	合併時に再編する。
福祉	105	非常用連絡器具の給付等	緊急通報体制支援事業	合併時に再編する。 ただし、既存設置者は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 利用者負担額は、1割程度とする。 なお、利用料について、減免規定を新たに設ける。
福祉	125	障害者福祉計画の進行管理	障害者福祉計画の進行管理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
福祉	138	心身障害者（児）福祉金事業	心身障害者（児）福祉金の給付	合併時に再編する。 なお、所得制限については、合併時までその内容を定める。
福祉	141	重度心身障害者介護手当支給事業	重度心身障害者介護手当の給付	合併時に再編する。 なお、所得制限については、合併時までその内容を定める。
福祉	143	ねたきり身体障害者寝具乾燥事業	ねたきり身体障害者寝具乾燥	合併時に再編する。 利用者負担額は、1割程度とする。
福祉	159	除雪支援	除雪支援	合併時に再編する。
福祉	166	児童館	児童館の管理運営等	国の基準を満たす施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 運営管理については、合併時に富山市の例により統合する。
福祉	192	児童健全育成	地域児童健全育成事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
福祉	193	児童健全育成	放課後児童健全育成事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、再編する。
福祉	236	民間高齢者福祉施設建設費補助	老人福祉施設建設借入金元金・利子補給事業	合併時に原則廃止する。 ただし、現市町村で協議済みのものについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。
福祉	245	敬老事業	敬老会関連事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、3年を目途に見直しを図る。
福祉	275	老人福祉センター	老人福祉センター	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、3年を目途に再編する。 運営管理については、合併後、可能な施設から富山市の例により統合する。
福祉	315	老人憩いの家の管理・営繕	老人憩いの家の管理・営繕	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、3年を目途に再編する。 運営管理については、合併後、可能な施設から富山市の例により統合する。
福祉	322	外出支援事業	外出支援事業	合併時に再編する。 なお、既存の登録者は、現行のとおり新市に引き継ぐ。

福祉保健専門部会事務事業一元化の調整結果一覧

分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
福祉	359	介護予防教室事業	介護予防教室事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、再編する。
福祉	363	介護療養型医療施設建設に係る助成措置	介護療養型医療施設建設に係る助成措置	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
福祉	383	地域ケア体制推進事業	高齢者地域支援体制整備事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、再編する。
福祉	384	地域ケア体制推進事業	介護予防ふれあいサークル事業	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、再編する。
福祉	395	障害児放課後元気わくわく活動支援事業	障害児放課後元気わくわく活動支援事業	合併時に富山市・大沢野町・婦中町の例により統合する。 ただし、経費の支出方法については、合併時まで調整する。
福祉	396	障害者福祉センターの運営	障害者福祉センターの運営	現行のとおり新市に引き継ぐが、大沢野町障害者福祉センターの有効利用については、合併時まで検討する。
福祉	397	養護老人ホーム	養護老人ホーム	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
福祉	398	介護予防センター	介護予防センター	現行のとおり新市に引き継ぎ、デイルームの運営方法については、合併後、再編する。
福祉	399	高齢者いきがい工房	高齢者いきがい工房	現行のとおり、新市に引き継ぐ。 運営管理については、合併後、再編する。
健康医療	194	市民病院	市民病院関係事務	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

農林水産専門部会事務事業一元化の調整結果一覧

分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
農林水産	139	農業集落排水工事に係る申請等	農業集落排水工事に係る申請等	合併時に富山市の例により統合する。
農林水産	140	農業集落排水工事の補償	農業集落排水工事の補償	合併時に富山市の例により統合する。
農林水産	141	農業集落排水管渠の調査・設計・施工	農業集落排水管渠の調査・設計・施工	合併時に富山市の例により統合する。
農林水産	142	農業集落排水台帳の整備保管	農業集落排水台帳の整備保管	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、台帳整備方法を統一する。
農林水産	143	取付管及び公共汚水マス設置工事	取付管及び公共汚水マス設置工事	合併時に富山市の例により統合する。
農林水産	144	農業集落排水施設管理	処理場・ポンプ場・管渠の財産管理	合併時に富山市の例により統合する。

上下水道専門部会事務事業一元化の調整結果一覧

分科会名	小項目コード	小項目名	事務事業名	調整方針
水道	9	水道・下水道使用開始・廃止届等の受付等	水道・下水道使用開始・廃止届等の受付等	受付等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、中止の場合、希望により量水器を取り外すが、手数料は徴収しない。 合併時に時間外受付に対応できるよう再編する。
水道	11	水道及び下水料金の徴収	水道及び下水料金の徴収・滞納整理等 (水道料金の算定方法)	検針・賦課・調定については、合併時に富山市・八尾町・婦中町の例により統合する。 月中途異動等の料金賦課方法については、合併時に富山市の例により統合する。 上水道使用料の減免については、合併時に富山市・山田村の例により統合する。
			水道及び下水料金の徴収・滞納整理等 (排除汚水量の算定)	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、料金の統一が図られた後、再編する。
			水道及び下水料金の徴収・滞納整理等 (下水道使用料の算定方法)	区域外流入については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 月中途異動等の料金賦課方法については、合併時に富山市の例により統合する。 ただし、大沢野町及び山田村については使用日数が15日以下の場合、大沢野町は基本料金を1/2、山田村は使用料を1/2とする。 下水道使用料の減免については、合併時に大山町・山田村を除く5市町村の例により統合する。
水道	12	水道及び下水料金の徴収	給水停止	合併時に再編する。
水道	13	給水量及び排水量の検針	給水量及び排水量の検針・検針委託・排水量の計測	合併時に再編する。 検針員の人員、拠点等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、再編する。
水道	14	水道メーターの取付け・取替え・取外し	水道メーターの取替え・取付け・取外し	合併時に再編する。
水道	15	貯蔵品管理	量水器・薬品・材料等の入出庫	たな卸資産管理品目については、量水器と防災用備蓄資材とする。 たな卸資産評価方法については、先入先出法を採用する。 貯蔵品の管理方法については、合併時に富山市の例により統合する。
水道	16	水道施設用地の取得	水道施設用地の取得	合併時に富山市・大山町の例により統合する。 なお、既着手事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
水道	17	配水施設の維持管理	配水施設の維持管理	修繕対応、配管図については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、再編する。 ただし、緊急連絡体制については、合併時に再編する。 仕様書、施設管理区分については、合併時に富山市の例により統合する。 積算基準、漏水修繕データの様式等については、合併時に再編する。 事故対策要綱については、合併後、富山市の例により統合する。
水道	18	給水装置工事の設計審査・工事検査	給水装置工事の設計審査・工事検査	合併時に富山市の例により統合する。
水道	20	給水台帳の整備保管	給水台帳の整備保管	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、再編する。

上下水道専門部会事務事業一元化の調整結果一覧

分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
水道	21	給水装置工事の構造及び材質の指定	給水装置工事の構造及び材質の指定	合併時に富山市の施行基準を参考に統合する。
水道	23	消火栓の維持管理	消火栓の維持管理	消火栓室の形状については、合併後に再編する。 消火栓等修繕は、合併後に富山市の例により統合する。
水道	24	緊急給水	緊急給水	合併後に再編する。
水道	25	配水管等の漏水防止対策	配水管等の漏水防止対策	合併後、新市において同防止対策の新たな計画を策定する。
水道	26	給水装置工事業者の指定	給水装置工事業者の指定	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
水道	29	集中検針方式の取扱い	集中検針方式の取扱い	合併時に富山市・婦中町の例により統合する。 なお、私設メーターの検定満期取替えについては、公費負担とする。
水道	30	水道料金等審議会	水道料金等審議会	合併後、富山市の例を参考に、新市において委員会を設置する。
水道	31	公印管理	公印管理	合併時に再編する。
水道	32	文書管理	文書管理	合併時に再編する。
水道	34	給与	給料・諸手当・被服	給料表については、他の中核市の例を参考に、給料表の統合に向けて協議し、合併時まで定める。 諸手当については、県基準を参考に統合する。 貸与被服制度については、関係市町村の実情を踏まえて、合併時まで定める。
水道	35	職員研修	職員研修	合併時に富山市の例により統合する。
水道	36	職員の安全衛生管理	職員の安全衛生管理	合併時に富山市の例により統合する。
水道	37	消防訓練	消防訓練	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
水道	38	財産管理	庁舎・財産・公用車	合併時に富山市の例により統合する。
水道	40	ホームページの管理	ホームページの管理	合併時に富山市の例により統合する。

上下水道専門部会事務事業一元化の調整結果一覧

分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
水道	41	条例・規則等の審査	条例・規則等の審査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
水道	42	情報公開制度	情報公開制度	合併時に再編する。 なお、水道モニター制度については、合併時に富山市の例により統合する。
水道	43	広報紙の編集・発行	広報紙の編集・発行	合併時に富山市の例により統合する。
水道	44	上下水道事業会計の出納	上下水道事業会計の出納等	合併時に富山市の例により統合する。
水道	45	上下水道事業の工事検査	工事検査等	合併時に富山市の例により統合する。
水道	46	直圧給水(3階以上)	直圧給水(3階以上)	合併時に富山市の例により統合する。
水道	47	人事	職員の範囲・職の設置、就業規程・組合関係	職員の任免については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 職名については、合併時に再編する。
水道	48	上下水道事業の固定資産・減価償却事務	上下水道事業の固定資産計上方法等・減価償却事務	上水道等における固定資産の計上方法については、合併時に管種口径別に統一し、給水管は資産計上しない。 また、減価償却の方法については、新市では、みなし償却を採用しない。 簡易水道事業の固定資産台帳は、合併時までに6町村で作成する。 下水道事業における固定資産税台帳の作成については、富山市のシステムを採用する。 また、減価償却の方法については、みなし償却の方法を採用する。
水道	49	水道週間記念事業	水道週間記念事業	合併時に再編する。
水道	69	工業用水道	工業用水道事業の供給開始・廃止届等の受付等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
水道	71	工業用水道	工業用水道事業の供給規程	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
水道	72	工業用水道	工業用水道施設用地の取得	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
水道	73	工業用水道事業会計	工業用水道事業会計の出納等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
水道	74	工業用水道事業工事検査	工業用水道事業の工事検査等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

上下水道専門部会事務事業一元化の調整結果一覧

分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
水道	75	工業用水道料金の収納金の収入整理	工業用水道料金の徴収	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
水道	77	工業用水道工事の調査・設計・施工	量水器工事	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
水道	78	工業用水道施設の維持管理	工業用水道施設の維持管理（量水器）	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
水道	84	料金電算システム	料金電算システム	合併時に大沢野町・婦中町の例により統合するが、ソフトについては、富山市の例により統合する。
水道	95	上下水道事業の料金等	上下水道事業の料金等	上水道等の用途別料金については、合併時に富山市の体系を基本に統合する。 消火栓使用料については、合併時に富山市の例により統合する。 消費税の取扱いについては、合併時に外税とし、1円未満の端数は切り捨てる。 また、下水道使用料に係る消費税の取扱いも同様とする。ただし、大沢野町・山田村の使用料は、現行の100/105とする。 なお、利用者への請求書や周知のためのパンフレット、ホームページ等においては、内税表示とする。
下水道	4	下水道の普及促進	普及促進・未接続家屋指導	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
下水道	6	下水道受益者負担金	下水道受益者負担金の賦課・徴収・滞納整理	合併時に再編する。 なお、大山町の賦課時期については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
下水道	7	下水道管渠の維持管理	下水道管渠の維持管理	体制については、現行のとおり新市に引き継ぐが、合併時に緊急連絡体制を確立する。 マンホールタイプは、現行のとおり新市に引き継ぐが、鍵部について、3タイプ以内で統一が可能かを合併時まで検討する。 調査・補修について、合併後、実施計画を策定する。 情報の伝達体制について、合併時まで確立する。
下水道	8	排水設備等の計画確認及び工事検査	排水設備等の計画確認及び工事検査	合併時に再編する。
下水道	9	排水設備指定工事店の指定等	排水設備指定工事店の指定及び技術指導等	合併時に指定工事店（人）の有効期間・名称等を再編する。 技術指導等については、合併時に再編する。
下水道	10	雨水幹線の維持管理	公共下水道雨水渠	維持管理マニュアルについて、合併後、速やかに新市において策定する。 浸水対応マニュアルについて、合併後、速やかに富山市の例により統合する。
下水道	11	下水の水質検査及び水質管理	特定事業場の届出及び指導・立入検査等	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

上下水道専門部会事務事業一元化の調整結果一覧

分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
下水道	12	下水の水質検査及び水質管理	流域下水道接続点の水質調査	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
下水道	13	ポンプ場の運転及び維持管理	ポンプ場の運転及び維持管理	現行のとおり新市に引き継ぎ、合併時に管理体制、停電時における応急復旧対応方針を再編する。 維持管理マニュアルについては、合併後、速やかに策定する。
下水道	15	下水道料金等審議会	下水道料金等審議会	合併後、富山市の例を参考に新市において委員会を設置する。
下水道	17	「下水道の日」関連事業	「下水道の日」関連事業	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
下水道	18	下水の水質検査及び水質管理	除害施設の届出及び検査	現行のとおり新市に引き継ぐが、様式等については、合併時に再編する。
下水道	19	水道及び下水料金の徴収	地域し尿料金の賦課・徴収・滞納整理	現行のとおり、新市に引き継ぐ。
下水道	35	取付管及び公共汚水マス設置工事	取付管及び公共汚水マス設置工事	取付け位置、取付け深さについては、合併時に富山市の例により統合する。 設置個数、設置工事費用については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
下水道	37	受益者負担金	受益者負担金の取扱	公共下水道区域内における減免基準については、合併時に再編するが、現在、婦中町で1/2保留されている者については、免除する。 公共下水道区域外の負担割合等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 開発行為における負担単位については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 また、その負担金額については、現行制度をそれぞれの地区に適用し、合併後、減免措置を統一する。

消防専門部会事務事業一元化の調整結果一覧

分科会名	小項目 コード	小項目名	事務事業名	調整方針
消防	16	総務	消防関係負担金	合併時に再編する。
消防	74	指令管制	消防団出動指令システム	合併時に富山市の例により統合する。